

市民農園をはじめませんか



市民農園とは、

一般に市民農園といわれているものは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいっています。

こうした、小面積の農地を利用したい人が増えていることから、自治体、農協、法人、個人など多くの方々が市民農園を開設できるようになっています。

市民農園をはじめするには

市民農園を開設するためには、3種類の方法があります。

開設方法

- ① 特定農地貸付けによるもの(開設者:市・農協・企業・NPO 法人・個人)
利用者が、開設者から農地(区画)を借りて、植付けから収穫まですべて自分で計画して行うことができる農園です。
- ② 農園を利用して農作業を体験する農園利用方式によるもの
利用者が利用料金を払って、開設者の指示に従い、植付けから収穫までの農作業を体験することができる農園です。
- ③ 市民農園整備促進法によるもの
農園と共に農機具収納施設、トイレ、休憩施設などの附帯施設を一体的に整備するものです。

開設手続き

- ① 農地を所有している方が開設する場合(農家等)
開設者と市が「貸付協定」の締結⇒「承認申請書」「貸付規定」を農業委員会に提出⇒農業委員会の承認
- ② 農地を所有していない方が開設する場合(NPO・企業等)
市または農協を介して農地を借りて「貸付協定の締結」⇒「承認申請書」「貸付規定」を農業委員会に提出⇒農業委員会の承認

市民農園の開設に際しては、必要な手続き等がありますので、開設を希望する場合は、事前に農林水産課までご相談ください。(市独自の開設に対する補助制度があります)

問い合わせ先 磐田市役所西庁舎1階 農林水産課
受付時間: 午前8時30分～午後5時15分
電話 0538-37-4813 FAX 0538-37-1184
メールアドレス norin@city.iwata.lg.jp

